

2010年11月10日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第134号)

国家外貨管理局、クロスボーダーの資金移動管理を強化 ～来料加工貿易の外貨受取限度額を引き下げへ～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2010年11月9日、公式ホームページ上に『外貨業務管理の強化に関する問題についての通達』(匯発[2010]59号、以下、『通達』という)を公布しました。『通達』はホットマネーと呼ばれる投機資金の流入を防ぐために、クロスボーダーの資金移動の管理を強化したもので、銀行の短期対外債務管理などに係る規制を強化したほか、輸出外貨受取・元転ネットワークにおける来料加工貿易の外貨受取比率を30%から20%に引き下げるなど、輸出外貨受取・元転ネットワークに係る管理強化も図っています。

『通達』のポイントにつきましては、以下をご参照ください。

□ 輸出外貨受取・元転ネットワークの管理を強化

2008年に公布された『「輸出外貨受取・元転ネットワーク審査弁法」公布についての通達』(匯発[2008]29号)では、来料加工貿易の外貨受取限度額を「輸出通関申告書の取引総額と外貨受取比率の積の累計」とし、その外貨受取比率は2009年2月以降、30%とされていましたが、『通達』第2条では、来料加工貿易に係る外貨受取比率を30%から20%に引き下げる旨、規定しています。

来料加工貿易の
外貨受取限度額
$$= \sum [\text{輸出通関申告書の取引総額} \times \text{外貨受取比率(20\%)}]$$

なお、1件あたりの来料加工の外貨受取比率が20%を超える場合、元転・振替手続を行う際に、『輸出外貨受取説明』以外に、中国電子口岸操作員ICカード、輸出契約書、税関取扱印が押捺済の輸出貨物通関申告書(外貨受取照合書)の正本および企業公印を押捺したコピーが必要となるため、注意が必要です。

【 来料加工貿易における受取外貨の元転・振替手続 】

実際の外貨受取比率 (入金額÷輸出総額)	元転・振替手続
20%以内	『輸出外貨受取説明』をシステム上で銀行に提出してオンライン手続を実施、もしくは『輸出外貨受取説明』および中国電子口岸操作員ICカードを銀行に直接提出して手続
20%超	以下の資料を銀行に提出して手続 ▪ 『輸出外貨受取説明』 ▪ 中国電子口岸操作員ICカード ▪ 輸出契約書 ▪ 税関取扱印が押捺済の輸出貨物通関申告書(外貨受取照合書)の正本および企業公印を押捺したコピー

【本表は、『輸出外貨受取・元転ネットワーク審査弁法』公布についての通達』(匯発[2008]29号)、『輸出外貨受取・元転ネットワーク審査弁法』実施に関する問題についての通達』(匯発[2008]31号)、『輸出外貨受取・元転ネットワーク審査オペレーション規程』公布に関する通達』(匯発[2008]42号)、『輸出外貨受取・元転ネットワークシステムバージョンアップに関する問題についての通達』(匯発[2008]61号)、『外貨業務管理の強化に関する問題についての通達』(匯発[2010]59号)に基づき作成したものです。詳細につきましては、お近くの「みずほ」までお問い合わせください。】

また、2009年2月に公布された『輸出外貨受取・元転ネットワーク審査管理改善に関する問題についての通達』(匯発[2009]10号)第1条では、「企業がすでに実際に輸出し、かつ外貨を受け取っているにもかかわらず、輸出データの転送遅滞のために外貨受取可能残高が一時的に不足した場合、銀行は、企業の誓約説明書に基づき、事前に企業のために審査待ち口座資金の元転あるいは振替を行い、併せて台帳に個別登記を行うことができる」と規定されていましたが、『通達』第2条では当該条項を取り消しており、輸出外貨受取・元転ネットワークシステムに係る管理を強化しています。

□ 外商投資企業の国外投資家による出資に対する管理強化

『通達』第4条では、外商投資企業の資本金払込について、「実際の払込者と外商投資企業の国外投資家とが一致しない場合、外商投資企業は会計士事務所に委託し外貨管理局への資本金出資払込検査の照会確認を行うときに、公証を受けた関連する代理出資証明を提出しなければならない」と規定しており、海外から中国国内への送金に係る真実性の審査について強化を図っています。

『通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および5ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家外貨管理局

匯発[2010]59号

『外貨業務管理の強化に関する問題についての通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中国資本外貨指定銀行：

クロスボーダーの資本移動によってもたらされる金融リスクを防ぐため、ここに関連する外貨業務管理に係る問題について以下のように通知する：

1. 銀行の外貨売買用総合ポジション管理の強化。現在の銀行の外貨売買用総合ポジション限度額管理に加え、銀行が現金主義の原則に基づき計算したポジション残高に対して下限管理を実行する。下限は各銀行の 2010年11月8日における『外貨売買用総合ポジション日次報告表』の「当日の現金主義に基づくポジション」とする。
2. 輸出外貨受取・元転ネットワーク審査管理の厳格化。「企業が、輸出データの転送遅滞のために外貨受取可能残高が一時的に不足した場合、銀行が企業の誓約説明書に基づき、事前に企業のために審査待ち口座資金の元転もしくは振替を行う」という規定を取り消す。銀行は企業の外貨受取可能残高に基づき、限度額内において審査待ち口座資金の元転もしくは振替を行わなければならない。来料加工の外貨受取比率を一律に30%から20%に調整する。来料加工貿易に係る1件の輸出貨物通関申告書の実際の外貨受取比率が20%を上回る場合、銀行は現行の来料加工比率超過の外貨受取に係る規定に基づき取り扱う。
3. 金融機関の短期対外債務指標および対外保証残高に対する管理の厳格化。銀行が顧客のためにユーザンス信用状を開設した後、当該支払業務のために再度、海外での代理支払に係る手続を行う場合、両者の期限の合計が90日を超えるときは、海外での代理支払に係る金額は短期対外債務残高指標のコントロールに組み入れる。外貨管理局は、監督管理データと銀行内部業務データとを照合し、銀行による規定を違反した短期対外債務の借入および融資性対外保証の差入等に対してモニタリング事前警告を実施し、銀行の指標を超過した経営行為を厳格にコントロールする。
4. 外商投資企業の国外投資家による出資に対する管理を強化。実際の払込者と外商投資企業の国外投資家とが一致しない場合、外商投資企業は会計士事務所に委託し外貨管理局への資本金出資払込検査(验资)の照会確認を行うときに、公証を受けた関連する代理出資証明を提出しなければならない。

5. 支払・元転制度の要求に基づき、国外上場による資金調達の戻入資金の元転に係る真実性の審査を強化する。
真実性に係る証明資料は外商投資企業の資本金元転に係る関連する外貨管理規定を参照して執行する。元転は目論見書に記載した用途に合致していなければならず、募集を超過した部分もしくは目論見書の用途を超えた部分に対しては、別途、その元転用途に関連する董事会決議を提出しなければならない。取引の相手側に元転後の資金を支払わなければならない場合、元転後の資金を自身の人民元口座に留保してはならない。
6. 国内機関および個人が国外に設立した特殊目的会社に対する管理を強化し、規定に違反した企業および個人に対して処罰を与える。
7. 規定に違反した銀行に対して、厳格に法に基づき処罰を与える。銀行は法に基づき、顧客の取引に係る真実性および外貨受取・支払の一致性に対する審査を強化しなければならない。外貨管理規定を違反し、規定に違反した資金流入を引き起こした銀行に対して、外貨管理局は法に基づき、罰金、関連業務の取扱停止、処分の通達等の処罰を与え、かつ直接的な責任のある高級管理人員に係る責任を追及する。

本通達は公布日より実施する。各分局・外貨管理部は本通達を受領した後、速やかに管轄区内の中心支局・支局および管轄区内の銀行に転送しなければならない。各中国資本外貨指定銀行は本通達を受領した後、速やかにその拠点機関に転送しなければならない。執行中に問題があった場合、遅滞なく国家外貨管理局に報告しなければならない。

連絡先 : 010-6840-2295、6840-2450、6840-2366

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部 仮訳 】

国家外汇管理局
汇发[2010]59 号
《关于加强外汇业务管理有关问题的通知》

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：

为防范跨境资本流动带来的金融风险，现就加强有关外汇业务管理问题通知如下：

- 一、 加强银行结售汇综合头寸管理。在现有银行结售汇综合头寸限额管理基础上，对银行按照收付实现制原则计算的头寸余额实行下限管理，下限为各行 2010 年 11 月 8 日《结售汇综合头寸日报表》中“当日收付实现制头寸”。
- 二、 严格出口收结汇联网核查管理。取消“企业因出口数据传输时滞原因导致可收汇余额暂时不足时，银行可凭企业承诺说明函先行为企业办理待核查账户资金结汇或划转”的规定，银行需根据企业可收汇余额办理额度内待核查账户资金结汇或划转。将来料加工收汇比例统一由 30%调整为 20%，对于来料加工贸易项下单笔出口货物报关单实际收汇比例高于 20%的，银行应按照现行来料加工超比例收汇相关规定办理。
- 三、 严格金融机构短期外债指标和对外担保余额管理。银行为客户开立远期信用证后，再为该笔付款业务叙作海外代付的，如两者期限合计超过 90 天，则海外代付项下金额应纳入短期外债余额指标控制。外汇局通过交叉比对监管数据和银行内部业务数据，监测预警银行违规借用短期外债与提供融资性对外担保等情况，严格控制银行超指标经营行为。
- 四、 加强对外商投资企业境外投资者出资的管理。若实际缴款人与外商投资企业的境外投资者不一致，外商投资企业委托会计师事务所向外汇局验资询证时，须提交经公证的相关代为出资证明。
- 五、 按照支付结汇制的要求，加强境外上市募集资金调回结汇的真实性审核。真实性证明材料参照外商投资企业外汇资本金结汇的相关外汇管理规定执行。结汇需符合招股说明书所列用途，对于超募部分或超出招股说明书用途的部分，另需提交与其结汇用途相关的董事会决议。应当结汇支付给交易对方的，不得结汇留存于自身人民币账户。
- 六、 加强对境内机构和个人设立境外特殊目的公司的管理，对违规企业和个人进行处罚。

- 七、 严格依法对违规银行进行处罚。银行要依法加强对客户交易真实性与外汇收支一致性的审核。对违反外汇管理规定导致违规资金流入的银行，外汇局将依法予以罚款、停止经营相关业务、通报批评等处罚，并追究负有直接责任的高级管理人员相关责任。

本通知自发布之日起实施。各分局、外汇管理部收到本通知后，应尽快转发辖内中心支局、支局和辖内银行。各中资外汇指定银行收到本通知后，应尽快转发其分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

联系电话：010-68402295，68402450，68402366

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。